

○ 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年基づき、平成第六十八号）第四条第十四項の規定に基づく個人向け国債の告示第百五十五号

平成二十一年四月十五日に発行した個人向け国債の告示する。

財務大臣 菅直人

一 個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十八回）

二 条第一項  
九 年法律第二十三号（平成十九年法律（平成十三年法律第七十五号））

三 律（平成十三年法律第七十五号）

四 以下「振替法」という。（この規定による振替にかかる法律）

五 一百四十六万四千四百二十七億二千円

六 一千三百四十六万円

七 五百四十六万円

八 五百四十六万円

九 五百四十六万円

十 五百四十六万円

十一 五百四十六万円

十二 五百四十六万円

十三 五百四十六万円

十四 五百四十六万円

十五 五百四十六万円

十六 五百四十六万円

十七 五百四十六万円

十八 五百四十六万円

十九 五百四十六万円

二十 五百四十六万円

二十一 五百四十六万円

二十二 五百四十六万円

二十三 五百四十六万円

二十四 五百四十六万円

二十五 五百四十六万円

二十六 五百四十六万円

二十七 五百四十六万円

二十八 五百四十六万円

二十九 五百四十六万円

三十 五百四十六万円

三十一 五百四十六万円

三十二 五百四十六万円

三十三 五百四十六万円

三十四 五百四十六万円

三十五 五百四十六万円

三十六 五百四十六万円

三十七 五百四十六万円

三十八 五百四十六万円

三十九 五百四十六万円

四十 五百四十六万円

四十一 五百四十六万円

四十二 五百四十六万円

四十三 五百四十六万円

四十四 五百四十六万円

四十五 五百四十六万円

四十六 五百四十六万円

四十七 五百四十六万円

四十八 五百四十六万円

四十九 五百四十六万円

五十 五百四十六万円

五十一 五百四十六万円

五十二 五百四十六万円

五十三 五百四十六万円

五十四 五百四十六万円

五十五 五百四十六万円

五十六 五百四十六万円

五十七 五百四十六万円

五十八 五百四十六万円

五十九 五百四十六万円

六十 五百四十六万円

六十一 五百四十六万円

六十二 五百四十六万円

六十三 五百四十六万円

六十四 五百四十六万円

六十五 五百四十六万円

六十六 五百四十六万円

六十七 五百四十六万円

六十八 五百四十六万円

六十九 五百四十六万円

七十 五百四十六万円

七十一 五百四十六万円

七十二 五百四十六万円

七十三 五百四十六万円

七十四 五百四十六万円

七十五 五百四十六万円

七十六 五百四十六万円

七十七 五百四十六万円

七十八 五百四十六万円

七十九 五百四十六万円

八十 五百四十六万円

八十一 五百四十六万円

八十二 五百四十六万円

八十三 五百四十六万円

八十四 五百四十六万円

八十五 五百四十六万円

八十六 五百四十六万円

八十七 五百四十六万円

八十八 五百四十六万円

八十九 五百四十六万円

九十 五百四十六万円

九十一 五百四十六万円

九十二 五百四十六万円

九十三 五百四十六万円

九十四 五百四十六万円

九十五 五百四十六万円

九十六 五百四十六万円

九十七 五百四十六万円

九十八 五百四十六万円

九十九 五百四十六万円

一百 五百四十六万円

一百一 五百四十六万円

一百二 五百四十六万円

一百三 五百四十六万円

一百四 五百四十六万円

一百五 五百四十六万円

一百六 五百四十六万円

一百七 五百四十六万円

一百八 五百四十六万円

一百九 五百四十六万円

一百十 五百四十六万円

一百一十一 五百四十六万円

一百一十二 五百四十六万円

一百一十三 五百四十六万円

一百一十四 五百四十六万円

一百一十五 五百四十六万円

一百一十六 五百四十六万円

一百一十七 五百四十六万円

一百一十八 五百四十六万円

一百一十九 五百四十六万円

一百二十 五百四十六万円

一百二十一 五百四十六万円

一百二十二 五百四十六万円

一百二十三 五百四十六万円

一百二十四 五百四十六万円

一百二十五 五百四十六万円

一百二十六 五百四十六万円

一百二十七 五百四十六万円

一百二十八 五百四十六万円

一百二十九 五百四十六万円

一百三十 五百四十六万円

一百三十一 五百四十六万円

一百三十二 五百四十六万円

一百三十三 五百四十六万円

一百三十四 五百四十六万円

一百三十五 五百四十六万円

一百三十六 五百四十六万円

一百三十七 五百四十六万円

一百三十八 五百四十六万円

一百三十九 五百四十六万円

一百四十 五百四十六万円

一百四十一 五百四十六万円

一百四十二 五百四十六万円

一百四十三 五百四十六万円

一百四十四 五百四十六万円

一百四十五 五百四十六万円

一百四十六 五百四十六万円

一百四十七 五百四十六万円

一百四十八 五百四十六万円

一百四十九 五百四十六万円

一百五十 五百四十六万円

一百五十一 五百四十六万円

一百五十二 五百四十六万円

一百五十三 五百四十六万円

一百五十四 五百四十六万円

一百五十五 五百四十六万円

一百五十六 五百四十六万円

一百五十七 五百四十六万円

一百五十八 五百四十六万円

一百五十九 五百四十六万円

一百六十 五百四十六万円

一百六十一 五百四十六万円

一百六十二 五百四十六万円

一百六十三 五百四十六万円

一百六十四 五百四十六万円

一百六十五 五百四十六万円

一百六十六 五百四十六万円

一百六十七 五百四十六万円

一百六十八 五百四十六万円

一百六十九 五百四十六万円

一百七十 五百四十六万円

一百七十一 五百四十六万円

一百七十二 五百四十六万円

一百七十三 五百四十六万円

一百七十四 五百四十六万円

一百七十五 五百四十六万円

一百七十六 五百四十六万円

一百七十七 五百四十六万円

一百七十八 五百四十六万円

一百七十九 五百四十六万円

一百八十 五百四十六万円

一百八十一 五百四十六万円

一百八十二 五百四十六万円

一百八十三 五百四十六万円

一百八十四 五百四十六万円

一百八十五 五百四十六万円

一百八十六 五百四十六万円

一百八十七 五百四十六万円

一百八十八 五百四十六万円

一百八十九 五百四十六万円

一百九十 五百四十六万円

一百九十一 五百四十六万円

一百九十二 五百四十六万円

一百九十三 五百四十六万円

一百九十四 五百四十六万円

一百九十五 五百四十六万円

一百九十六 五百四十六万円

一百九十七 五百四十六万円

一百九十八 五百四十六万円

一百九十九 五百四十六万円

二〇〇〇 五百四十六万円

十九八七  
初期利率  
利息単位  
子格

六五四  
振額最低額  
行額  
面金

期た期平年額平す額の振替記載法の規定による振替による最低額のと  
が金とし、二・金額二十。整数倍の記録による金額は、最も低額のと  
銀行を次二年八百円に記録は、最も低額のと  
休業日う算十ヶ月に記録は、最も低額のと  
に当たに十ヶ月に記録は、最も低額のと  
ただよ五ト百円日  
し算支を支  
とき支出支  
は払し支

十七

十  
六  
五  
四  
三  
二十一  
一の中  
特途  
例換  
金の中  
取  
扱  
い  
払  
途  
込  
換  
場  
所  
払  
込  
期  
日  
償  
還  
金  
額  
限後  
第  
の  
利  
子  
第  
二  
期  
以

条法みのと受す) (向前×ひ譲す次う四中日平額平利てを毎  
 の律、居き益る第昭け号 $\frac{1}{0} \times \frac{8}{0}$ 金回るのこ年途本成面成子、支年四月  
 十第地住に者特二和国に $\times$ 額金。算と四換銀二金二支をそ払期  
 九六方すはを別十二債よ $\frac{1}{4} - 1$ 額式と月金行十額十支の期月  
 第十自るそ含障一十をる $\frac{1}{4} + 10$ にし十のの二百七払日と十五  
 一七治市のむ害条五有取 $\frac{1}{4} + 10$ によ、五買本年円年う以し、日  
 項号法町相。者の年す扱 $\frac{1}{4} + 10$ りそ日取店四に四。前、日  
 の) (村続) 扶四法るい $\frac{1}{4} + 10$ 算の以り又月つ月六各及  
 指第昭(人が養第律者)の $\frac{1}{4} + 10$ 出買後はは十き十月支び  
 定二和特が、信一第一ほ $\frac{1}{4} + 10$ し取に、支五百五間払十月  
 都百二別、死託項七相か $\frac{1}{4} + 10$ た金お平店日円日には期に十  
 市五十区又亡契に十続、 $\frac{1}{4} + 10$ 金額い成属にお五  
 に十二をはし約規三税個 $\frac{1}{4} + 10$ 額はて二するい日  
 あ二年含そたの定号法人 $\frac{1}{4} + 10$ と、行十規下

額	回	金	額	$\times$	0	.48
100					100	

つては、当該市又は当該市、災害救助法（昭和二十二年法律第百八号）による救助の行わかれ百八人が災害が発生し、当該災害にかかる災害が発生したときには、当該個人向けに四月十五日前であります。個債券を有する者が、平成二十四年四月十五日までに購入したとされる。その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれ算出する。算式により算出した。

(一) 金額とする。平成二十三年十月十五日から平成二十四年四月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額 ×  $\frac{80}{100} \times 3$  + 経過利子に相当する金額 )

(二) 平成二十三年四月十五日から平成二十三年十月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額 ×  $\frac{80}{100} \times 2$  + 経過利子に相当する金額 )

(三) 平成二十三年十月十五日から平成二十三年四月十五日までの間の場合

から平成二十三年四月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額  $\times \frac{8.0}{100}$  + 経過利子に相当する金額 )

十八  
元利金支  
払場所

(四) 平成11年11月10日以前の場合は、額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額  $\times \frac{8.0}{100}$  + 経過利子に相当する金額 )